

ニカラグア産偶蹄類の動物の食肉の輸入条件

昭和47年2月18日 47 動検第151号  
昭和50年10月22日 50動検甲第1098号

- 1 日本向け輸出食肉(以下「食肉」という。)を生産するためと殺される生畜は、ニカラグアにおいて生産され、かつ、飼育されたものであること。
- 2 と畜場および食肉処理工場は、ニカラグア国政府機関により輸出肉生産のため指定された施設であること。
- 3 輸出肉はニカラグア国政府獣医官による動物の生前およびと殺後の検査の結果、いかなる異常所見も認められないものであること。
- 4 輸出肉の容器包装は清潔で衛生的なものであること。
- 5 輸出肉は、船積みまでの間、家畜の伝染病の病原体に汚染のおそれのない方法で処理、保管、輸送されること。
- 6 輸出肉とう載船舶は、出港後日本到着までの間において、当該輸出肉が伝染病の病原体に汚染されるおそれのない方法で輸送すること。
- 7 上記以外の措置については、すべてニカラグア国国内法規に基づいて行なうこと。
- 8 ニカラグア国政府機関は、上記6以外の事項を確認のうえ、各事項について具体的に記載した英文による証明書を発行すること。証明書にはと殺年月日を追加すること(昭和47年1月28日47畜A第88号)。
- 9 ニカラグア国政府機関は、同国伝染病発生状況を発生月報等により定期的に日本政府機関に通報し、万一、同国に別記の伝染病またはその疑似患畜の発生があった場合には、直ちに日本向け輸出を中止するとともに、日本政府機関あて必要な事項を通報する。
- 10 輸出肉及び肉製品等は、第3清浄国以外の国で出生又は飼養された動物以外から生産されたものでないこと。

(別記)

口蹄疫、牛疫、牛肺疫、羊痘、アフリカ豚コレラ

豚肉等の家畜衛生条件への豚コレラに関する追加条件(仮訳)

1 日本向けに輸出される豚肉及び臓器並びにそれらを原料とする肉加工品(以下、「日本向け豚肉等」という。)については、以下の追加条件が適用される。

(1) ニカラグア国においては、豚コレラの発生がないこと。

(2) ニカラグア国においては、豚コレラのワクチン接種が禁止されていること。

(3) ニカラグア国においては、豚コレラのワクチンが接種された豚の輸入が禁止されていること。

2 第3清浄国から輸入された豚又は豚の肉及び臓器並びにそれらを原料とする肉加工品(以下、「豚肉等」という。)が日本向け豚肉等の生産に使われる場合は、ニカラグア国政府機関は、第3国清浄国から輸入された豚又は豚肉等について(1)、(2)、(3)、又は(4)を充足するものであることを証明すること。

(1) 第3清浄国(地域)においては、豚コレラの発生がないこと。

(2) 第3清浄国(地域)においては、豚コレラのワクチン接種が禁止されていること。

(3) 第3清浄国(地域)においては、豚コレラのワクチンが接種された豚の輸入が禁止されていること。

又は

(4) 日本向け輸出豚肉等の生産に使われる豚肉は、生前生後の検査の結果、豚コレラの疑いがなく、かつ、豚コレラワクチンの接種がされていない豚由来のものであり、第3清浄国において加熱処理等豚コレラのウイルスを殺滅する方法で処理が行われていること。

地域とは清浄国のうち豚コレラの発生が未だある及び/若しくは豚コレラワクチン接種を継続している国の一部のワクチン不接種清浄地域をいう。第3清浄国内における地域の認定は、日本家畜衛生当局が現地調査の上、実施する。

3 ニカラグア国において、豚コレラの発生があった場合、直ちに日本国家畜衛生当局に発生状況を通報すること。また、最終発生における必要な措置が完了し、終息後6ヶ月以上たった場合には、日本あて通知すること。